

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	徳島市勤労者福祉施設の利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市勤労者福祉施設条例	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	徳島県木材団地協同組合連合会（電話662-3711）	
審 査 基 準	基 準	利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免基準」のとおりとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）

審查基準

基準